

障害者相談支援体制整備に係る取組みについて

I 障害者基幹相談支援センターについて

1 経過

障害者基幹相談支援センター（以下、「基幹センターという」）は、従来の相談支援体制では対応が難しい支援困難ケースへの確実な介入と、継続的な支援の確保（支援者支援）を目的に令和2年7月に開設した。

今年度は、相談支援従事者等がよりの確な支援を展開できるよう「支援者支援」「人材育成」「ネットワーク形成」に引き続き取り組む。

また、基幹センターは今後民間委託を想定していることから、各般の取組みを通じて、目的の達成のために、求められる機能やその運用のあり方について整理を進めていく。

2 令和4年度の取組みについて

（参考資料1 P1～2参照）

3 令和5年度の取組みについて

（1）障害者相談支援従事者へのサポート

① 相談支援事業所等との共同支援

- ・支援困難ケースへの確実な介入と継続的な支援の確保を目的として、相談支援事業所等との共同支援を実施。
- ・これまで実施した共同支援や昨年度の調査からアセスメントが課題であることを再確認したことから、アセスメントシートを作成し、共同支援や相談支援従事者の支援に活かしていけるよう取り組んでいく。
- ・見立てと根拠の繋がりを意識し、言語化や可視化できるアセスメントを通じて当事者への理解を深め、より当事者主体の支援が実現できるよう支援者支援を実施する。

② 合同事例検討会

- ・組織を超え、総合的かつ多角的な視点から、具体的な事例について実践的なアドバイスや示唆を得ることができる機会を確保、拡充することを目的として開催。事例検討会で取り扱われるケースの背景には、障害特性だけでなく、家族関係や生活状況等の多様な要因が存在している。
- ・彼らに影響している問題を査定し、見立ての蓋然性をより高める必要があること等を踏まえ、精神科医とソーシャルワーカーにスーパーバイズを依頼し、実施している。

令和5年度は下記日程で全5回開催。

- 第1回 6月14日（水） 27名参加
- 第2回 8月9日（水） 31名参加
- 第3回 10月11日（水）
- 第4回 12月13日（水）
- 第5回 2月14日（水）

※参加者：委託相談支援事業所、地域生活支援拠点、発達障害者地域支援マネージャー、昨年度の相談支援従事者人材育成セミナーに参加した指定特定相談支援事業所等。

(2) 人材育成

① 計画相談支援実務担当者研修会の開催

- ・指定特定・障害児相談支援事業所（委託含む）が、安定的に事業を運営していくための基盤づくりについて学ぶことを目的に開催。
- ・今年度は、当事者主体の計画作成のために情報収集・ニーズ把握し、アセスメントを行いながら仮説検証することや背景要因を探ることの重要性を具体的な事例を通して学んでいく。
- ・相談支援事業所同士で相談支援や事業所運営についての情報交換を行い、連携の強化に繋げていく。

➤ 【日時】 9月13日（水）

【内容】 計画作成のポイントを学ぶ ～本人理解を深めるためのアセスメントとは～

【講師】 宮城県医療的ケア児等相談支援センター ちるふぁ

主任相談支援専門員 太田 勇樹 氏

② 宮城県相談支援従事者研修

- ・宮城県相談支援従事者研修受講者の演習及び実習の実施にあたり、主任相談支援専門員等と共に、関係機関との調整や課題実習等に対応。
- ・令和5年度は下記日程で実施。初任者研修の受講者は44名（青葉区18名，宮城野区7名，若林区5名，太白区8名，泉区6名）。

初任者研修

➤ 【日時】 8月30日（水）

【内容】 実習① ・相談支援のプロセスの実践（インテーク～アセスメント）
・地域資源に関する情報収集

➤ 【日時】 10月17日（火）

【内容】 実習② ・相談支援プロセスの実践（再アセスメント～プランニング）

現任者研修

➤ 【日時】 11月14日（火）

【内容】 実習 ・実習課題の共有等

③ 仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修への参画

障害者相談支援従事者を対象として「仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修」を各区自立協から推薦された委員，各公所職員と協働で企画・実施。仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修は，基礎研修と実践研修に分けて実施する。

基礎研修：前期 9月15日（金）～10月13日（金） ※オンデマンド配信

後期 11月28日（火） ※集合研修予定

実践研修：日程等調整中

(3) 関係機関との連携

ネットワーク形成に向けて，引き続き連携強化に取り組む。

- 市・区自立支援協議会への参加
- ひきこもり支援連絡協議会／ひきこもり地域相談会への参画
- 地域生活支援拠点や関係機関との連携 等

II 地域生活支援拠点について

1 経過

拠点は、居住支援や緊急対応の体制整備、予防的な関わりを通じて、障害児者が地域の中で孤立することなく住み慣れた環境で暮らし続ける支援体制を整備することを目的とし、本市では平成30年10月からモデル事業、令和3年4月より本格実施した（全国コミュニティライフサポートセンターに委託）。

今年度は「緊急用居室等確保」、「予防的コーディネート」、「緊急受入れ機関のネットワーク形成」の理解促進及びそれぞれの機能強化、更なる体制整備に向けて引き続き取り組むとともに、本格実施から3年目を迎え、現委託期間の最終年度となることから、これまでの活動実績や取組み等を整理する。

2 令和4年度の取組みについて（緊急用居室利用状況）

（参考資料1 P3～4参照）

3 令和5年度の取組みについて

（1）予防的視点の理解促進及び予防的視点でのコーディネートの推進

① 区自立協やグループホーム連絡協議会等への参加

- ・各種会議体への参加を通じて、事業の周知を行うとともに、予防的視点の啓発や支援者間の連携強化を図る。
- ・また、事例検討やケースレビューを通じて、重点的に関わる必要がある対象者の把握に努めるとともに、緊急事態に至る前の予防的な支援が確保されるよう取り組む。

➤ 今年度の参加実績：区自立支援協議会運営会議・相談支援事業所連絡会
仙台トラブルシューターネットワーク事例検討会 等

② 基幹センターや発達障害者地域支援マネージャーとの連携

- ・支援者支援等を行う関係機関との共同支援等を通じて、支援ノウハウの蓄積や連携の強化を図る。
- ・基幹センターによる合同事例検討会への参加や実践事例の報告・検討を行い、ケースの見立てに係る能力の向上を図るとともに、より効果的な連携にあり方について検討・共有を進めていく。

➤ 6月・8月と基幹相談支援センターの合同事例検討会に参加。

③ 個別支援

- ・個別支援を行い、予防的視点に基づくコーディネートを通じて、障害児者の置かれている状況の改善を図る。また、個別支援における支援者との連携協働を通じ、予防的視点に基づく支援の必要性について共有を深める。

➤ 7月末時点で24名の中長期的な視点に立った支援を実施。

④ 実践報告会の開催

- ・相談支援事業所、短期入所事業所、グループホーム等を対象に実践報告会を開催し、本予防的視点に基づく支援がより広く展開されるよう事業における緊急受け入れの実践報告や支援の実態を共有し学び合う機会を設ける。

(2) 緊急時における受け入れ等を担う地域生活支援拠点の整備について

① 緊急用居室の運用

- ・ 障害児者が緊急的な状況に至った際に、一時的に受け入れを行うための居室を運用する。また、受け入れにあたっては、関係機関等と密な連携のもと、再び緊急的な事態に至らず、早期に日常的生活に戻るよう必要な支援を確保する。
 - 7月末時点で緊急受入れにかかる相談を20件受理、うち12件について地域生活支援拠点で受入れ

② 事業所訪問

- ・ グループホームや短期入所事業所等の事業所を訪問し、各事業所の状況を把握するとともに、緊急時の受け入れ対応に係るネットワークの拡大を図る。
 - 月に2件程度の事業所訪問を継続

(3) これまでの取組みの成果と課題の整理

① 拠点運営会議

- ・ 本格実施から3年目を迎え、今年度が現委託期間の最終年度となる。これまでの本事業における取組みの成果と課題について、拠点運営会議を開催し、総括する。

② プロポーザル

- ・ 拠点運営会議の検討を踏まえ、次年度以降の本事業が担う役割や業務内容について整理し、公募型プロポーザル方式による次期受託事業者の選定を行う。

* 現行委託期間は令和5年度末までとなっており、令和6年度から3年間事業を担う受託者を選定する必要がある。

Ⅲ 計画相談支援について

1 経過

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、平成27年4月より原則として障害福祉サービス等を利用する全ての障害児者は、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画（障害児は障害児支援利用計画）を市へ提出することとなった。

本市では、制度開始以降、より多くの障害児者が計画相談支援を利用できるよう、下記の通り各般の取組みを行ってきた。

（1）相談支援専門員の育成のための取組み

- ・宮城県が実施する相談支援従事者初任者研修（※）において、障害者相談支援事業所や基幹センターの職員を講師として派遣し、演習や課題実習に協力した。
- ・また、相談支援専門員の支援能力の向上を目的に、基幹センターによる支援者支援、「計画相談支援実務者研修会」や「仙台市障害者ケアマネジメント従事者養成研修」等を実施した。

※計画相談支援を担う相談支援専門員として従事するためには、相談支援従事者初任者研修を修了する必要がある。

（2）指定特定相談支援事業所を増やすための取組み

- ・相談支援従事者初任者研修の修了者の所属する法人等のうち、指定特定相談支援事業所が未開設であるもの等に対して、個別に訪問などを行い、事業の説明等を行うことで、理解を促し、新規開設を働き掛けた（参考資料1 図1・2参照）。

（3）指定特定相談支援事業所の運営を円滑に行うための取組み

- ・指定特定相談支援事業所の基本的な運営（人員配置や報酬体系等）、計画相談支援の手順、事例等を取りまとめ、計画相談支援運営ハンドブックを作成し、事業所への配布、仙台市ホームページへの掲載を行った。

2 計画相談支援の現状

- ・これまでの取組み等により、指定特定相談支援事業所及び事業所に所属する相談支援専門員は徐々に増加してきた。それに伴い、計画相談支援を利用する障害児者も増加傾向にある。
- ・しかし、障害福祉サービス受給者の増加率は、それを上回っており、セルフプランによりサービスを利用する障害児者が約5割（令和4年度末時点）を占めている。
- ・計画作成率は、平成27年度以降一貫して上昇してきたが、令和4年度では、前年度に比較して導入率が0.9%低下（52.4%→51.5%）した（参考資料1 図3・4・5参照）。

➡計画相談支援を利用しやすい環境を整備するためには、新たな取組みが必要である。特に、地域生活を維持・継続するにあたり、計画相談支援の必要性が高い者については、優先的に導入することが求められる。より効果的な取組みを検討するために、まずは、計画相談支援に係る実態について、具体的な把握を進めていく。

3 計画相談支援に係る実態把握の進め方

(1) セルフプラン利用者の実態について

- ・セルフプラン利用者の中には、計画相談支援を利用したくてもできない者、また、計画相談支援の利用を望まずにセルフプランを利用している者がいると考えられる。
- ・計画相談支援の利用意向について、どのように分布しているのか、また、利用したい理由、あるいは利用を希望しない理由等についてアンケート調査を行い、セルフプラン利用者の実態を把握する。

(2) 計画相談支援を優先的に導入すべき対象について

- ・計画相談支援について、供給量に限りがある状況において、まずは、地域生活の維持・継続のために必要性が高い者に優先的に配分されることが求められる。
- ・支給決定のデータ等から現在計画相談支援を利用している障害児者の傾向（障害種別、障害支援区分、サービスの種類や個数等）を分析するとともに、計画相談支援の実務にあたる相談支援専門員等にヒアリングを行い、当該サービスの必要度が高いと考えられる要件等について整理する。

(3) 指定特定相談支援事業所の実態について

- ・上記の通り、セルフプラン利用者のうち地域生活の維持・継続のために必要性が高い者が明らかになった場合、それらの者を受け入れるための指定特定相談支援事業所における計画相談支援の供給量について把握する必要がある。
- ・指定特定相談支援事業所対象に調査を行い、需要と供給の差分を明らかにすることにより課題を整理する。

4 今後の進め方

令和5年9月～令和6年2月	実態把握のための各種調査の実施➡結果・課題の整理
令和6年3月	第2回障害者自立支援協議会本会にて調査結果報告 計画相談支援の推進に関する検討方法について協議
令和6年4月以降	計画相談支援の推進に関する具体的な検討

※第2回本会における意見等を踏まえ、必要に応じて追加調査などを実施する。

[本会における協議事項]

- ・計画相談支援に係る実態把握の進め方について、留意すべき点や事務局案以外に収集が必要となるデータ等についてご検討いただきたい。